

国北整技管第 23 号
平成 28 年 4 月 28 日

本局各関係課長
各事務所長
各管理所長 殿

企 画 部 長
(公印省略)

既済部分検査技術基準（案）の改定について

標記について、大臣官房技術調査課長から別紙のとおり通知があったので、通知する。

(担当 技術管理課 検査係)



国官技第 393 号
平成 28 年 3 月 30 日

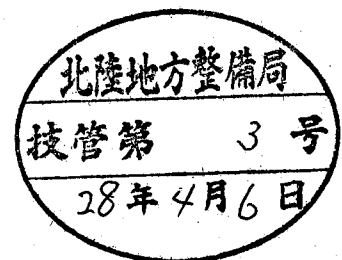
北陸地方整備局企画部長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課



既済部分検査技術基準（案）の改定について

標記について、「既済部分検査技術基準（案）（平成 18 年 4 月 3 日付け 国官技第 1-3 号）」を別添のとおり改定したので通知する。



(別添)

既済部分検査技術基準（案）

（目的）

第1条 この技術基準は、既済部分検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の効率的な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。なお、検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。

（工事実施状況の検査）

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形の検査）

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

（品質の検査）

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

附 則

この技術基準は、平成28年4月1日から適用する。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関係書類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書・仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、 その他契約書等の履行状況（他に掲げ るものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合簿、 その他関係書類	施工方法及び手戻り（災害）に対する 処置状況、現場管理状況

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度	
共通	共通的 工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	検査対象物につき2箇所以上
		法枠工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	検査対象物につき2箇所以上
		吹付工		
		植生工		
	基礎工		基準高、根入長、偏心量	以下のうち少ない箇所数以上 ・1基又は1目地間当たり1箇所 ・検査対象物につき2箇所
	石・ブロック積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高及び幅は、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、以下のうち少ない箇所数以上 ・1kmにつき1箇所 ・検査対象物につき2箇所
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅及び横断勾配は、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、検査対象物につき2箇所以上コアーにより検査
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	土 工	基準高、幅、法長		検査対象物につき2箇所以上
天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差 (3次元モデルによる場合)		1工事につき1断面 (3次元モデルによる場合)		
河川	築堤護岸		検査対象物につき2箇所以上	
	浚渫(川)			
	樋門・樋管		水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごとに2箇所以上	
	水門			
海岸	堤防護岸		検査対象物につき2箇所以上	
	突堤・人工岬			
	海岸堤防			
	浚渫(海)			

別表第2 出来形寸法検査基準

(2/2)

工 種		検査内容	検査密度
砂 防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所 の任意箇所
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
ダ	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間 隔、延長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン 長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につ き構造図の出来高対象部分の寸法表 示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中 心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、出来高対象 部分の寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、 厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇 所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、 間隔、延長	検査対象物につき2箇所以上（ただし、坑 口部を含む場合は、坑口部を含まないで2 箇所以上）
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、 高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、各種の記録により必要な
確認が可能であれば、机上で行うことができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第3 品質確認項目一覧

工種	種別	品質管理項目
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	アルカリ骨材反応対策
	施工	塩化物総量規制
		スランブ試験
		コンクリートの圧縮強度試験
ガス圧接	施工後試験	外観検査
		超音波探傷検査
既製杭工	材料	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)
	施工	外観検査(鋼管杭)
		鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)
		鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験
下層路盤	施工	ブルーフローリング
上層路盤	施工	現場密度の測定
アスファルト安定処理路盤	舗設現場	温度測定(初期締固め前)
		外観検査(混合物)
セメント安定処理路盤	施工	現場密度の測定
アスファルト舗装	舗設現場	温度測定(初期締固め前)
		外観検査(混合物)
転圧コンクリート	施工	コンクリートの曲げ強度試験
グースアスファルト舗装	舗設現場	温度測定(初期締固め前)
路床安定処理工	施工	ブルーフローリング
表層安定処理工(表層混合処理)	施工	ブルーフローリング
固結工	施工	土の一軸圧縮試験
アンカー工	施工	多サイクル確認試験
		1サイクル確認試験
補強土壁工	施工	現場密度の測定
現場吹付法枠工	施工	コンクリートの圧縮強度試験
河川・海岸土工	材料	土の締固め試験
	施工	現場密度の測定
道路土工	材料	土の締固め試験
	施工	CBR試験(路床)
捨石工	施工	現場密度の測定
		岩石の見掛比重
		岩石の吸水率
		岩石の圧縮強さ
コンクリートダム	施工	コンクリートの圧縮強度試験
吹付けコンクリート(NATM)	施工	コンクリートの圧縮強度試験
ロックボルト(NATM)	施工	ロックボルトの引抜き試験
路上再生路盤工	施工	CAEの一軸圧縮試験
路上表層再生工	施工	現場密度の測定
排水性舗装工	舗設現場	温度測定(初期締固め前)
		現場透水試験
		現場密度の測定
プラント再生舗装工	舗設現場	外観検査(混合物)

事務連絡
平成28年3月30日

各地方整備局企画部
技術管理課長 殿
北海道開発局事業振興部
技術管理課長補佐 殿
沖縄総合事務局開発建設部
技術管理課長 殿

大臣官房技術調査課
工事監視官

既済部分検査技術基準（案）・同解説について

既済部分検査技術基準（案）については、「既済部分検査技術基準（案）の改定について（平成28年3月30日付け国官技第393号）」にて改定を通知したところであるが、「既済部分検査技術基準（案）・同解説」についても別添の通り改定したので通知する。

既済部分検査技術基準（案）・同解説

（目的）

第1条 この技術基準は、既済部分検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の効率的な実施を図ることを目的とする。

【解説】

本基準（案）・同解説は既済部分検査（完済部分検査は含まない）を効率化することを目的に作成した。

（検査の内容）

第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。
なお、検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。

【解説】

- （1） 検査対象部分については、複数回の既済部分検査で重複しないよう、検査済部分を除くことを原則とした。ただし、複数回の既済部分検査において、同一の検査職員が検査を実施できない場合等にあつては、この限りでない。
- （2） 工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについては、完成検査もしくは完済部分検査において適否の判断がなされることを前提に、検査対象を出来高と認めるのに必要な最低限の確認を行うこととした。
なお、既済部分検査を行った場合には原則として中間技術検査（工事成績評定）を実施（「地方整備局技術検査要領」（H18.3.31）の第2の2参照）する。ただし、「原則実施」の例外として、既済分検査対象が材料の検収や単純工事等の出来高確認等の場合には、中間技術検査を省略することができる。
- （3） 検査場所については、原則として実地とするが、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する写真管理基準（案）に基づく写真などの各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上でもよいこととした。
- （4） 既済部分検査の効率化を図るため、本要領の各条文を適用するほか、併せて次の各項を実施するのが望ましい。
 - 1） 同一検査職員による既済部分検査の実施
既済部分検査の検査職員が毎回同一であれば、既検査部分の内容や工事の進捗、請負者の工程管理や施工管理能力等を勘案した検査の重点化が可能となる。
 - 2） 工事報告書及び出来高図による出来高の確認
従来、出来形数量計算書等の出来形管理資料で行っていた出来高確認を、工事出来高報

告書及び出来高図（一般図等に対象となる出来高範囲を着色又はハッチングで表示し既済部分検査毎に追加着色する）または、3次元CADを用いて行うことにより、検査の簡素化を図ることが可能となる。

なお、出来形数量計算書等の出来形管理資料については、出来形検査のため作成しておくことが必要である。但し、資料整理については検査に必要な情報が確認できる程度の整理とすることにより、検査準備の簡素化が可能となる。

3) 同一工種の検査の簡略化

同一工種が複数の既済部分検査に跨って検査対象となる場合において、施工条件、品質管理方法等に変化がなく同等の品質が確保されると判断される場合、当該工種に係る2回目以降の検査にあつては、監督職員の立会検査記録の確認をもって検査とする等により、検査の簡素化が可能となる。

(例) アスファルト舗装工事において、気象条件、材料プラント等の施工条件に変化がなく、工区割により表層工等複数の工種が数回の既済部分検査対象となる場合。

4) 既存資料による確認

既済部分検査において参照する、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録は、本来、工事の進捗に応じ請負者により日常的に作成されているが、出来高部分払方式適用工事の既済部分検査においては、野帳、メモなどの現場等で作成した既存の資料により必要な事項が確認できる場合は、これらを用いることにより検査準備の簡素化が可能となる。

ただし、出来高確認に必要な資料をはじめ、検査に直接供する資料については必ず作成しておくことが必要である。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

【解説】

本条文については、地方整備局土木工事検査技術基準（案）をほぼそのまま引用した。ただし、別表第1に掲げる事項を修正している。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

【解説】

本条文については、地方整備局土木工事検査技術基準（案）をほぼそのまま引用しているが、別表第2の検査密度を修正している。ただし、中間技術検査を同時に実施する場合は、本別表第2によらず地方整備局土木工事検査技術基準（案）の別表第2によるものとする。

出来形管理基準に測定項目がある工種については、出来形寸法と設計値との対比により規格値内であることを確認することを基本とする。ただし、出来形管理基準に規定されていない工種及び完成時に規格値が満足されていればよい測定項目にあつては、出来高対象となる数値以上であることを確認することにより、支払対象となる出来高に達しているものとすることができる。

例) 橋脚躯体工の高さ、舗装工の面積、等

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

【解説】

本条文については、地方整備局土木工事検査技術基準（案）をほぼそのまま引用しているが、次の点を考慮して別表第3を品質確認項目一覧表として修正している。

- ・ 既済部分検査における品質検査項目の絞込みは、要領化により可能
- ・ 品質については、完成検査もしくは完済部分検査において適否の判断が行われるのを前提に、既済部分検査では検査対象を出来高と認めるのに必要な最低限の項目を確認

なお、コンクリート構造物においては、クラック等の有害性の有無について目視、確認を行うことを基本とする。有害性が認められる場合は、手直しを完了しなければ部分払の対象とできないものとする。

附 則

この技術基準は、平成28年4月1日から適用する。